

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
..... (人事課) 44
- 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則
..... (人事課) 44

告 示

- 土地改良区連合が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可
..... (農業施設管理課) 44

公 表

- 水防法による洪水浸水想定区域の指定..... (維持管理防災課) 44

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告 (3件)..... 45

道人事委員会規則

- 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則..... 49
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則..... 50
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則..... 51
- 給与の支給に関する規則の一部を改正する規則..... 51
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則..... 52
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則..... 52
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則..... 53

道労働委員会告示

- 北海道労働委員会あっせん員候補者..... 54

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 56
- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正..... 56

規 則

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第75号

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年北海道条例第65号）の施行期日は、平成30年12月25日とする。

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第76号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則
北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年北海道条例第66号）、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年北海道条例第67号）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年北海道条例第68号）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年北海道条例第69号）の施行期日は、平成30年12月25日とする。

告 示

北海道告示第813号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成30年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

土 地 改 良 区 連 合 名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
美瑛川地区土地改良区連合	新 区 画 ダ ム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	辺 溪 朗 頭 首 工 同	

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区

域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。	い。
「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。	ア 申 請 の 時 期 平成30年12月25日（火）から平成31年1月11日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日、平成30年12月31日、平成31年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
平成30年12月25日	イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
北海道知事 高 橋 はるみ	ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068－8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局総務課需品係
水 系 名 河 川 名 閲 覧 場 所	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
一級河川天塩川 犬牛別川 北海道上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課及び士別出張所	4 契約条項を示す場所 北海道空知総合振興局総務課需品係
同 温根別川 同	5 入札執行の場所及び日時
	(1) 入 札 場 所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知合同庁舎5階会議室（送付による場合は、郵便番号 068－8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局総務課）
	(2) 入 札 日 時 平成31年1月21日（月）午前11時（送付による場合は、同月18日（金）までに必着）
	(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
	(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
	6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
	7 一連の調達契約に関する事項
	(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
	ア 名 称 及 び 数 量 パーソナルコンピュータの賃貸借 19台
	イ 予 定 時 期 平成31年1月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
	(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成30年10月30日付け北海道空知総合振興局告示第11号
	8 入札説明書の交付に関する事項
	(1) 交 付 場 所 4に同じ。
	(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
	なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道空知総合振興局告示第13号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。	
平成30年12月25日	
北海道空知総合振興局長 佐々木 誠 也	
1 入札に付する事項	
(1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの購入 4台	
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。	
(3) 納 入 期 日 平成31年3月25日（月）	
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。	
2 入札に参加する者に必要な資格	
次のいずれにも該当すること。	
(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。	
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。	
(4) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。	
3 条件付一般競争入札参加資格の審査	
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならな	

う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道空知総合振興局総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
- (3) 電 話 番 号 0126-20-0022

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 4
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., January 21, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than January 18, 2019)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8558 Japan
Phone : 0126-20-0022

北海道オホーツク総合振興局告示第181号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年12月25日

北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

ア 入札番号1 乗用自動車の賃貸借 3台 一式

イ 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 3台 一式

ウ 入札番号3 乗用自動車の賃貸借 3台 一式

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契 約 期 間 平成31年4月10日から平成36年3月29日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能なる者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年12月25日（火）から平成31年2月1日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成30年12月31日、平成31年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 平成31年2月15日（金）午前10時30分（送付による場合は、同月14日（木）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目

(3) 電話番号 0152-41-0608

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of Car 3 1 set

b Lease of Car 3 1 set

c Lease of Car 3 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., February 15, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than February 14, 2019)

C Contact : Administrative Division Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan

Phone : 0152-41-0608

北海道オホーツク総合振興局告示第182号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年12月25日

北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

ア 複写機等の賃貸借契約その1

(ア) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。以下同じ。）一式

(イ) 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1月当たり 13,700枚

イ 複写機等の賃貸借契約その2

(ア) 複写機等の賃貸借 一式

(イ) 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1月当たり 11,400枚

ウ 複写機等の賃貸借契約その3

(ア) 複写機等の賃貸借 一式

(イ) 調達台数及び調達予定枚数 2台及び1月当たり 14,000枚

エ 複写機等の賃貸借契約その4

(ア) 複写機等の賃貸借 一式

(イ) 調達台数及び調達予定枚数 2台及び1月当たり 17,600枚

オ 複写機等の賃貸借契約その5 (ア) 複写機等の賃貸借 一式 (イ) 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1月当たり 900枚 カ 複写機等の賃貸借契約その6 (ア) 複写機等の賃貸借 一式 (イ) 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1月当たりモノクロ4,500枚、カラー11,400枚 キ 複写機等の賃貸借契約その7 (ア) 複写機等の賃貸借 一式 (イ) 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1月当たりモノクロ3,300枚、カラー7,100枚 ク 複写機等の賃貸借契約その8 (ア) 複写機等の賃貸借 一式 (イ) 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1月当たりモノクロ300枚、カラー10,000枚 ケ 複写機等の賃貸借契約その9 (ア) 複写機等の賃貸借 一式 (イ) 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1月当たりモノクロ7,600枚、カラー6,000枚 コ 複写機等の賃貸借契約その10 (ア) 複写機等の賃貸借 一式 (イ) 調達台数及び調達予定枚数 2台及び1月当たり 8,400枚 アからコまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契約期間 平成31年4月1日から平成36年3月29日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成30年12月25日（火）から平成31年2月1日（金）まで （日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成30年12月31日、平成31年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道オホーツク総合振興局総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係） (2) 入札日時 平成31年2月15日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月14日（木）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
---	---

ア 名 称 及 び 数 量 複写機の購入 1 台 イ 予 定 時 期 平成31年 2 月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに 公告する。） (2) この契約を含む一連の調達のための最初の契約に係る入札の公告 平成30年 7 月20日付け北海道オホーツク総合振興局告示第118号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4 に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る 返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合 う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、 契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道オホーツク総合振興局のホームページ （http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm）においてダウンロードすることができる。	c Lease of a copying machine 2 sets d Lease of a copying machine 2 sets e Lease of a copying machine 1 set f Lease of a copying machine 1 set g Lease of a copying machine 1 set h Lease of a copying machine 1 set i Lease of a copying machine 1 set j Lease of a copying machine 2 sets B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 15, 2019 (If mailed, bids must arrive no later than February 14, 2019) C Contact : Administrative Division Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan Phone : 0152-41-0608
9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 政令第167条の10第 1 項に規定する場合を除き、全ての入札金額（単価）が、北海道財 務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第 1 項の規定により定めたそれぞれの予定 価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書 記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額） が最低である者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を 講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(6)、(10)及び(13)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 093－8585 網走市北 7 条西 3 丁目 (3) 電 話 番 号 0152－41－0608 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Lease of a copying machine 1 set b Lease of a copying machine 1 set	道 人 事 委 員 会 規 則 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則 をここに公布する。 平成30年12月25日 北海道人事委員会委員長 楯 田 信 知 北海道人事委員会規則 7－1366 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する 規則 （北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正） 第 1 条 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－27）の 一部を次のとおり改正する。 別記様式その 2 備考第 3 項中「第10条第 6 項」を「第10条第 5 項」に改める。 （北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正） 第 2 条 北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－ 28）の一部を次のとおり改正する。 別記様式その 6 の 1 備考第 3 項中「第10条第 7 項」を「第10条第 6 項」に改める。 （給与の支給に関する規則の一部改正） 第 3 条 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－280）の一部を次のとおり改 正する。

第16条の3中「第10条第3項」を「第10条第2項」に、「第10条第4項」を「第10条第3項」に、「第10条第5項」を「第10条第4項」に改める。

第16条の4第1号中「第8条第1項」を「第8条」に改める。

(通勤手当に関する規則及び北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第4条 次に掲げる規則の規定中「第10条第3項」を「第10条第2項」に、「第10条第4項」を「第10条第3項」に、「第10条第5項」を「第10条第4項」に改める。

(1) 通勤手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-284)第8条第5項

(2) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則(北海道人事委員会規則13-42)第5条の2第2項第2号

(北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第5条 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(北海道人事委員会規則13-43)の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項第2号中「第10条第4項」を「第10条第3項」に、「第10条第3項」を「第10条第2項」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則(北海道人事委員会規則19-0)の一部を次のように改正する。

第1条中「、第8条第1項」を削る。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道人事委員会委員長 鉾 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1367

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 初任給調整手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-137)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

職員の区分 期間の区分	第2条第1項 第1号の職を 占める職員	第2条第1項 第2号の職を 占める職員	第2条第2項 の職を占める 職員	第2条第3項 の職を占める 職員
1 年 未 満	414,800 ^円	308,600 ^円	50,800 ^円	46,700 ^円

1年以上2年未満	414,800	308,600	50,800	46,700
2年以上3年未満	414,800	308,600	50,800	46,700
3年以上4年未満	414,800	308,600	50,800	46,700
4年以上5年未満	414,800	308,600	50,800	46,700
5年以上6年未満	414,800	308,600	50,800	46,700
6年以上7年未満	414,800	308,600	49,000	46,700
7年以上8年未満	414,800	308,600	47,200	46,700
8年以上9年未満	414,800	308,600	45,400	46,700
9年以上10年未満	414,800	308,600	43,600	40,200
10年以上11年未満	414,800	308,600	41,800	33,600
11年以上12年未満	414,800	308,600	40,000	27,100
12年以上13年未満	414,800	308,600	38,200	20,600
13年以上14年未満	414,800	308,600	36,400	14,000
14年以上15年未満	414,800	308,600	35,000	7,500
15年以上16年未満	414,800	308,600	33,600	
16年以上17年未満	410,400	305,300	32,200	
17年以上18年未満	406,000	302,000	30,800	
18年以上19年未満	401,600	298,700	29,400	
19年以上20年未満	397,200	295,400	28,000	
20年以上21年未満	392,800	292,100	26,600	
21年以上22年未満	373,400	278,300	26,000	
22年以上23年未満	353,600	264,300	25,400	
23年以上24年未満	334,300	250,800	24,400	
24年以上25年未満	314,900	236,900	23,800	
25年以上26年未満	295,400	223,200	23,200	
26年以上27年未満	272,700	205,600	22,600	
27年以上28年未満	250,500	188,500	22,000	
28年以上29年未満	228,100	171,200	21,200	
29年以上30年未満	205,300	153,600	20,900	
30年以上31年未満	180,500	135,600	20,500	
31年以上32年未満	155,600	117,300	19,900	
32年以上33年未満	131,000	99,400	19,000	
33年以上34年未満	92,900	73,400	18,100	
34年以上35年未満	57,600	49,100	17,400	

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

第2条 初任給調整手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「17年」を「22年」に改める。

第5条から第7条までの規定中「15年」を「20年」に改める。

別表第2条第3項の職を占める職員の欄中

「	46,700 ^円	「	55,000 ^円	
	46,700		55,000	
	46,700		55,000	
	46,700		55,000	
	46,700		55,000	
	46,700		55,000	
	46,700		55,000	
	46,700		51,000	
	46,700		47,000	
	40,200	を	43,000	に改める。
	33,600		39,000	
	27,100		35,000	
	20,600		31,000	
	14,000		27,000	
	7,500		23,000	
			19,000	
			15,000	
			11,000	
			7,000	
			3,000	
」		」		

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1368

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表8級の項中「117,000円」を「117,100円」に改める。

別表第2イの表9級の項中「119,000円」を「119,100円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1369

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。

第29条の8第1項第1号中「100分の104.5以上100分の180」を「100分の107以上100分の185」に、「100分の128.5以上100分の220」を「100分の131以上100分の225」に改め、同項第2号中「100分の96.5以上100分の104.5」を「100分の99以上100分の107」に、「100分の117.5以上100分の128.5」を「100分の120以上100分の131」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の88.5」を「100分の91」に、「100分の108.5」を「100分の111」に改める。

第29条の8の2第1号中「100分の43.5」を「100分の46」に、「100分の53.5」を「100分の56」に改め、同条第2号及び第3号中「100分の42」を「100分の44.5」に、「100分の52」を「100分の54.5」に改める。

第35条第2項中「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第2条 給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条の前の見出しを削り、第7条の次に次の見出し及び1条を加える。

（扶養手当の支給）

第7条の2 道職員給与条例第9条第1項、学校職員給与条例第10条第1項及び警察職員給与条例第11条第1項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものとする。

第8条の次に次の1条を加える。

第8条の2 道職員給与条例第9条第3項、学校職員給与条例第10条第3項及び警察職員給与条例第11条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの
 - (2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
 - (3) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの
- 附則に次の2項を加える。

(平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の読替え)

- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第9条中「道職員給与条例第10条第1項」とあるのは「北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成30年北海道条例第66号)附則第4項の規定により読み替えられた道職員給与条例第10条第1項」と、「警察職員給与条例第12条第1項」とあるのは「北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年北海道条例第69号)附則第4項の規定により読み替えられた警察職員給与条例第12条第1項」とする。

(行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員)

- 6 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成30年北海道条例第66号)附則第4項及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年北海道条例第69号)附則第4項の規定により読み替えられた道職員給与条例第9条第3項及び警察職員給与条例第11条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの
- (2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
- (3) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- (4) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの

別記第2号様式中
「

認定等の 事由

」を「

認定等の 事由・ 給料表 及び級

」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の給与の支給に関する規則第29条の8第1項及び第29条の8の2の規定は平成30年4月1日から適用する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1370

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-285)の一部を次のように改正する。
第3条第1項第1号中「4,200円」を「4,400円」に改め、同項第2号中「2万円」を「2万1,000円」に改め、同項第3号中「7,200円」を「7,400円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1371

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-354)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び職員」を「職員」に改め、「所有し」の次に「、又は借り受けている住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母以外の親族で、職員の扶養親族である者以外のものが所有し」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。)第10条の5第1項、北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。)第10条の2の3第1項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号)第2条第2項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。)又は北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。)第12条の4第1項の規定により住居手当を支給されていた職員のうち、施行日においてこの規則による改正後の住居手当に関する規則第2条第2号の規定に該当することとなった職員で、施行日以後において居住の実情に変更がないもの(職員が居住する住宅又は単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅に変更が

ないものをいう。)には、施行日から平成33年3月31日までの間、住居手当を支給することとし、当該職員に支給する住居手当の月額、道職員給与条例第10条の5第2項、学校職員給与条例第10条の2の3第2項又は警察職員給与条例第12条の4第2項の規定の例により算出した額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 施行日から平成32年3月31日まで 100分の100

(2) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで 100分の50

3 前項の規定による住居手当について、同項の規定により難い特別の事情があるときは、任命権者はその都度人事委員会事務局長と協議して別段の定めをすることができる。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1372

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(北海道人事委員会規則7-405)の一部を次のように改正する。

別表第7ウの表4級の欄中

34	33	38	37		
34	34	38	37		
34	34	38	37	41	40
35	34	38	38	41	40
35	34	38	38	41	40
35	35	39	38	41	41
36	35	39	38	41	41
36	35	39	39	41	41
36	35	39	39	42	41
37	36	39	39	42	41
37	36	40	39	42	41
37	36	40	39		
37	36	40	39		

別表第7エの表2級の欄中

54	53	62	61
----	----	----	----

54	54	59	57	62	61
55	54	59	58	62	61
55	54	59	58	62	62
56	55	60	58	62	62
56	55	60	59	62	62
57	55	60	59	63	62
57	56	61	59	63	62
57	56	61	60	63	63
58	56	61	60	63	63
58	57	61	60	63	63
58	57			63	63
				64	63

	58	57
	59	58
	60	58
	61	59
	61	59
	61	60
別表第7オの表2級の欄中	62	60
	62	61
	62	61
	63	62
	63	62
	63	63
	64	63

	46	45
	46	46
	47	46
別表第7クの表2級の欄中	47	46
	48	47
	48	47
	49	47

別表第7の2イの表1級の欄中「 $\frac{36}{37}$ 」を「 $\frac{37}{38}$ 」に改め、同表2級の欄中

「 $\frac{24}{25}$ 」を「 $\frac{25}{26}$ 」に、「 $\frac{36}{37}$ 」を「 $\frac{37}{38}$ 」に改める。

別表第7の2ウの表3級の欄中「 $\frac{59}{60}$ 」「 $\frac{62}{64}$ 」「 $\frac{65}{68}$ 」「 $\frac{68}{72}$ 」を「 $\frac{73}{76}$ 」に改める。

「 $\frac{78}{80}$ 」「 $\frac{83}{86}$ 」「 $\frac{89}{92}$ 」「 $\frac{95}{98}$ 」

別表第7の2エの表1級の欄中「 $\frac{94}{95}$ 」「 $\frac{96}{98}$ 」「 $\frac{98}{101}$ 」「 $\frac{100}{104}$ 」「 $\frac{103}{107}$ 」を「 $\frac{106}{110}$ 」に改め、同表2級の欄中

「 $\frac{109}{113}$ 」「 $\frac{112}{116}$ 」「 $\frac{118}{121}$ 」「 $\frac{124}{126}$ 」「 $\frac{130}{131}$ 」

「 $\frac{72}{73}$ 」を「 $\frac{73}{74}$ 」に改める。

別表第7の2オの表1級の欄中「 $\frac{81}{82}$ 」「 $\frac{82}{84}$ 」「 $\frac{83}{86}$ 」「 $\frac{84}{88}$ 」「 $\frac{87}{90}$ 」を「 $\frac{88}{90}$ 」に改め、同表2級の欄中

「 $\frac{90}{93}$ 」「 $\frac{92}{94}$ 」

「 $\frac{80}{81}$ 」を「 $\frac{81}{82}$ 」に改める。

別表第7の2クの表1級の欄中「 $\frac{78}{80}$ 」「 $\frac{82}{85}$ 」「 $\frac{84}{85}$ 」を「 $\frac{82}{85}$ 」に改める。

別表第7の2ケの表1級の欄中「 $\frac{30}{31}$ 」を「 $\frac{31}{32}$ 」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成30年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸がこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

道 労 働 委 員 会 告 示

北海道労働委員会告示第2号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条の規定により、北海道労働委員会あっせん員候補者を次の

とおり公示する。
平成30年12月25日

北海道労働委員会会長 加藤 智 章

氏 名	現 職	経 歴	委 嘱 年 月 日
かとうともゆき 加 藤 智 章	北海道労働委員会第43期会長 北海道大学大学院法学研究科教授	新潟大学法学部教授 北海道労働委員会第38～41期公益委員、第42期会長代理	平成30.12. 3
あさくら やすし 朝 倉 靖	北海道労働委員会第43期会長代理 弁護士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第40～42期公益委員	同
やしろ まゆみ 八 代 眞由美	北海道労働委員会第43期公益委員 弁護士	札幌人権擁護委員協議会会長 北海道労働委員会第42期公益委員	同
やましたりゅういち 山 下 竜 一	北海道労働委員会第43期公益委員 北海道大学大学院法学研究科教授	大阪府立大学経済学部助教授 北海道労働委員会第40～42期公益委員	同
やましたふみ お 山 下 史 生	北海道労働委員会第43期公益委員 弁護士	札幌弁護士会照会申出審査委員会委員長 北海道労働委員会第41～42期公益委員	同
さいとうひろのぶ 斉 藤 宏 信	北海道労働委員会第43期公益委員 弁護士	札幌弁護士会副会長	同
くにたけひで お 國 武 英 生	北海道労働委員会第43期公益委員 小樽商科大学商学部企業法学科教授	北九州市立大学法学部准教授 北海道労働委員会第40～42期公益委員	同
ば ば おさむ 馬 場 修	北海道労働委員会第43期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会組織労働局長	自治労全北海道庁労働組合政策情報室事務局長 北海道労働委員会第41～42期労働者委員	同
つじ た かずひろ 辻 田 一 浩	北海道労働委員会第43期労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合会北海道地方連合会副執行委員長	全日通労働組合札幌支部書記長	同
さか い まさし 坂 井 正	北海道労働委員会第43期労働者委員 札幌トヨタ自動車労働組合顧問	全トヨタ販売労働組合本部副事務局長 北海道労働委員会第41～42期労働者委員	同
あかさかまさのぶ 赤 坂 正 信	北海道労働委員会第43期労働者委員 北海道労働組合総連合副議長	人権擁護委員 北海道労働委員会第42期労働者委員	同
さとうしょういち 佐 藤 昌 一	北海道労働委員会第43期労働者委員 U A ゼンセン北海道支部支部長	U A ゼンセン兵庫県支部支部長 北海道労働委員会第41～42期労働者委員	同
おかじまみつゆき 岡 島 光 行	北海道労働委員会第43期労働者委員 北海道電力労働組合本部特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会副事務局長	同
なり たりようこ 成 田 了 子	北海道労働委員会第43期労働者委員 元自治労全北海道庁労働組合政策情報室事務局長	自治労全北海道庁労働組合福利厚生部長	同
もも せ やすひろ 百 瀬 康 弘	北海道労働委員会第43期使用者委員 北海道経済連合会常務理事	北海道経済連合会労働政策局部長	同
つち や よしつぐ 土 屋 善 嗣	北海道労働委員会第43期使用者委員 つちや人事労政事務所所長	財団法人産業雇用安定センター人材育成支援コーディネーター 北海道労働委員会第39～42期使用者委員	同
えんどうよし み 遠 藤 芳 美	北海道労働委員会第43期使用者委員 日本通運株式会社参与	蔦井倉庫株式会社代表取締役社長 北海道労働委員会第42期使用者委員	同

まつ だ たかし 松 田 隆	北海道労働委員会第43期使用者委員 松田隆特定社会保険労務士・行政書士事務所所長	株式会社北海道ヒューマン・パワーズ代表取締役 北海道労働委員会第42期使用者委員	同
や の かずひで 矢 野 一 英	北海道労働委員会第43期使用者委員 函館経営者協会参与	函館商工会議所事務局長 北海道労働委員会第42期使用者委員	同
おおまえまつぐ 大 前 雅 嗣	北海道労働委員会第43期使用者委員 一般財団法人北海道電気保安協会総務本部労務部長	北海道電力株式会社お客さま本部室蘭支店長	同
あさくら ゆきこ 朝 倉 由紀子	北海道労働委員会第43期使用者委員 S O C株式会社代表取締役社長	S O C株式会社人事管理本部ニュービジネス本部取締役 北海道労働委員会第41～42期使用者委員	同
なり た しょうすけ 成 田 祥 介	北海道労働委員会事務局長	総務部法務・法人局長	平成30. 4.13
か さい あつし 葛 西 厚	北海道労働委員会事務局総務審査課長	経済部労働政策局人材育成課長	同
きた としふみ 北 敏 文	北海道労働委員会事務局調整課長	北海道博物館総務部長兼総務部主幹	平成29. 4.14

道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第528号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年12月25日 北海道警察本部長 和 田 昭 夫 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) インクカートリッジ (ブラック) 447個 (2) インクカートリッジ (シアン) 415個 (3) インクカートリッジ (マゼンタ) 425個 (4) インクカートリッジ (イエロー) 561個 (5) インクカートリッジ (ライトシアン) 474個 (6) インクカートリッジ (ライトマゼンタ) 555個 (7) 連続写真用紙 (2 ロール入) 1,124箱 2 落札を決定した日 平成30年12月3日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社H B A (2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8 4 落札金額 10,805,329円	5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年11月2日付け北海道警察本部告示第482号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部告示第529号 昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成31年1月1日から施行する。 平成30年12月25日 北海道警察本部長 和 田 昭 夫 別表札幌方面中央警察署の部北一条東の項所管区の欄を次のように改める。 同 中央区大通東4丁目から東14丁目まで、北1条東2丁目から東19丁目まで、北2条東2丁目から東20丁目まで、北3条東2丁目から東15丁目まで、北4条東2丁目から東8丁目まで、北5条東2丁目及び東3丁目並びに南1条東4丁目（東4丁目通以東）から東8丁目まで

別表札幌方面中央警察署の部苗穂駅前の項を削る。
